

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針
 (コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II. コンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割</p> <p>(中略)</p> <p>II-1 経営課題の把握・分析等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債務者の課題認識・主体的な取組みの促進</p> <p>金融機関は、貸付けの条件の変更等の相談や申込みへの真摯な対応等を通じて把握した債務者の本質的な経営課題を、債務者自身が正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、債務者がその解決に向けて主体的に取り組んでいくよう促す。</p> <p>また、経営課題についての債務者の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、債務者に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>II. コンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割</p> <p>(中略)</p> <p>II-1 経営課題の把握・分析等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債務者の課題認識・主体的な取組みの促進</p> <p>金融機関は、貸付けの条件の変更等の相談や申込みへの真摯な対応等を通じて把握した債務者の本質的な経営課題を、債務者自身が正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、債務者がその解決に向けて主体的に取り組んでいくよう促す。</p> <p>また、経営課題についての債務者の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、債務者に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては、当該顧客企業に対し、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の活用を促していくことも有効である。</u></p>